

市税条例の改正の概要
(平成 24 年 11 月 9 日条例第 14 号)

世代間の税負担の公平性を確保する等の必要があるので、次のとおり個人の市民税の減免の基準を改定するとともに、規定整備を行いました。

(改正事項)

(1) 個人の市民税の減免の基準の改定

年齢 65 歳以上の者で、総所得金額等の合計額が一定の範囲にあるものに対する減免措置を廃止する。(第 35 条関係)

【参考】65 歳以上の者に対する個人の市民税の減免措置の概要

○ **対象者**

総所得金額等※の合計額が 35 万円を超え 135 万円以下の者（控除対象配偶者又は扶養親族がいる場合、これら 1 人につきそれぞれ 30 万円を 135 万円に加えて得た額以下の者）

※ 「総所得金額等」とは、収入そのものではなく、年金受給者であれば、年金収入から公的年金等控除額（最低 120 万円～）を控除した後の金額をいう。

(年金収入単身者モデルの場合)

年金収入が 155 万円を超え 255 万円以下の水準の者

(年金収入夫婦世帯の世帯主の場合)

年金収入が 222 万円を超え 285 万円以下の水準の者

(注) 上記の各年金収入額は、モデル例によるもので、各種控除等の関係で、実際は減免対象となるモデルケースよりさらに多くの収入があっても市民税が減免されたり、課税されない場合がある。

○ **減免割合**

税額の 10 分の 5 相当額

(注) 市民税が減免されると、法律上、府民税も同じ割合で減免される。

○ **適用実績（平成 23 年度）**

適用人数	減免相当額	1 人当たり減免額（平均）
約 35,900 人※	市民税 約 3 億 9,000 万円 府民税 約 2 億 6,000 万円	市府民税合計 約 18,100 円

※ 所得の高い順に 21%～32%の所得層が対象で、65 歳以上の方の約 1 割に相当する（別図参照）。

(2) 適用区分（負担の緩和措置等）

この改正は、平成 25 年度分の個人の市民税から適用する。ただし、平成 25 年度分に限り、総所得金額等の合計額が一定の範囲にあり、かつ、平成 24 年 1 月 1 日において年齢 65 歳以上であった者について、その税額の 4 分の 1 相当額を減免する措置を講じる。(改正附則第 2 条関係)

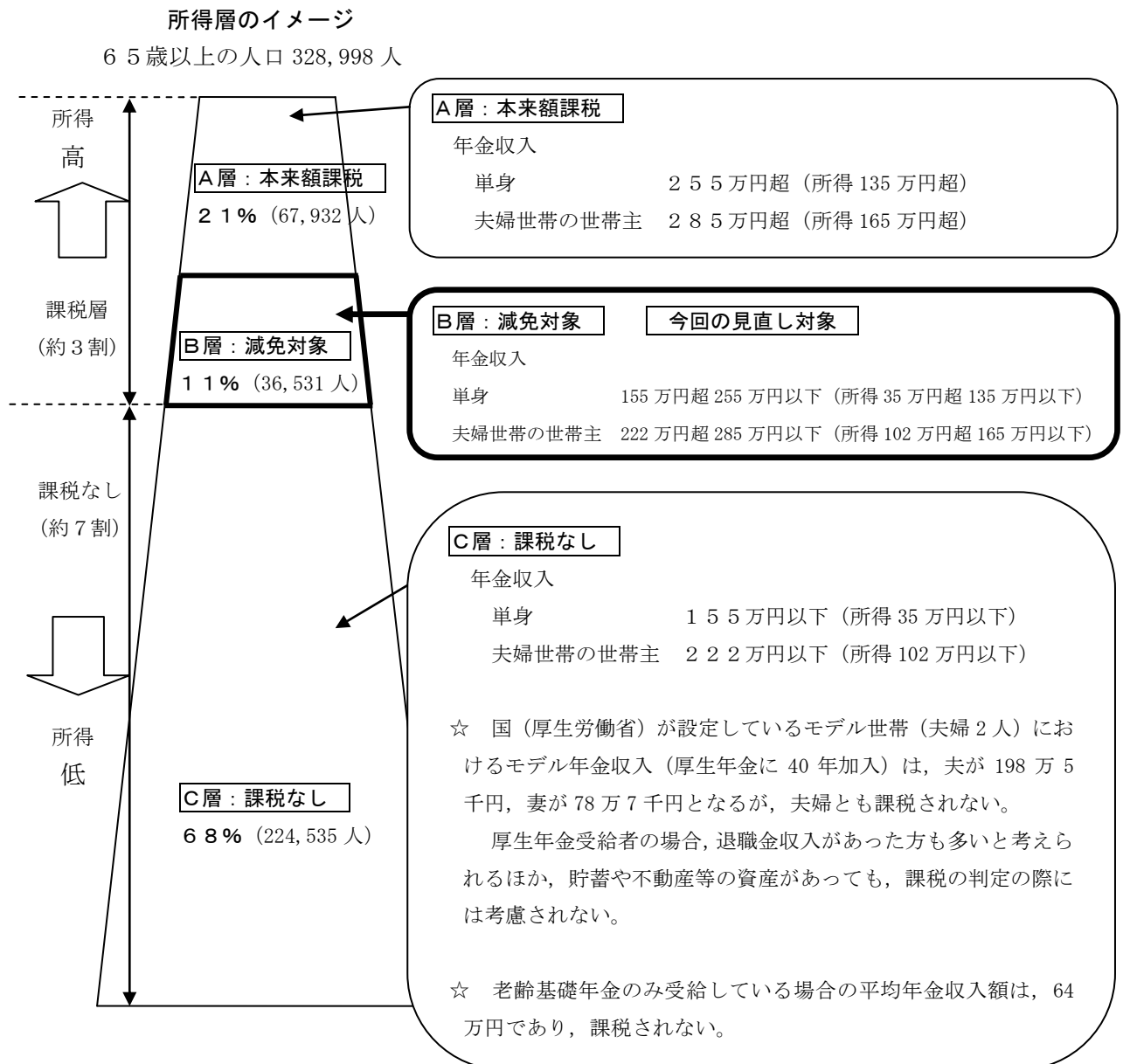
(3) その他

その他必要な規定の整備を行う。

3 施行期日

平成25年4月1日

(別図)



注1 上記の各年金収入額は、モデル例によるもので、各種控除等の関係で、実際は減免対象となるモデルケースより更に多くの収入があっても市民税が減免されたり、課税されない場合がある。

注2 平成23年度当初課税データに基づく数値のため、2（1）の適用人数（平成23年度実績）との間に誤差がある。